平成３０年（フ）第２４６号
大阪市東住吉区矢田１丁目18番12―302号
債務者　北村　訓教
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７号
沖縄県石垣市字大川306番地　小底アパート202号
債務者　喜久本　香
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成３０年（フ）第３６号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目３番地の11ハイネスコート201
債務者　佐藤　貞文
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２９号
岡山市中区円山165番地３
債務者　日野　雅史
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４６８号
東京都足立区新田２丁目18―８―103
債務者　山崎　沙里（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２８号
東京都台東区浅草１丁目22―９―３Ｆ
債務者　垣内　鯉波
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３７号
東京都江戸川区松島２丁目８―６―302
債務者　中原　実香（旧姓林）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４５号
東京都足立区島根２丁目３―７
債務者　青山　　亮
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４６号
東京都豊島区巣鴨３丁目29―９―401
債務者　羽鳥　照明
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４７号
東京都板橋区舟渡２丁目６―10―1105
債務者　原岡　大介
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６８号
東京都豊島区西巣鴨２丁目２―２―２Ｆ
債務者　柳田　良一
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７６号
東京都北区西ケ原２丁目27―６―202
債務者　丸山　英男
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７９号
東京都練馬区錦１丁目34―７―502
債務者　富山　亜矢
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８０号
東京都渋谷区本町４丁目16―10―307
債務者　中里　尚子（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８６号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１―１―714
債務者　安田　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０３号
東京都江東区大島４丁目１―１―421
債務者　佐藤　克憲
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部